

## 教育研究審議会議事録

開催日時 及び場所	令和6年10月24日(木) 午後2時00分から午後3時03分まで 特別会議室 Web (ZOOM) 会議同時実施	
出欠状況	出席:24名 欠席:2名	出席:今井議長、賀川委員、富沢委員、酒井敏委員、渡邊委員、 小林委員、長澤委員、花岡委員、酒井公夫委員、 石川委員、伊吹委員、六井委員、山下委員、眞鍋委員、 澤田委員、竹下委員、篁委員、林委員、轟木委員、 鈴木委員、影島委員、細川委員、仲井委員、藤森委員 欠席: 剣持委員、三浦委員
<p>1 審議事項</p> <p>(1)アルテベルデ応用科学大学(ベルギー)との大学間交流協定締結</p> <p>(2)パルマ大学(イタリア)との大学間交流協定更新</p> <p>(3)静岡県公立大学法人博士後期課程等に在学する学生の授業料の減免等に関する規程の制定</p> <p>2 報告事項</p> <p>(1)教員活動評価結果(令和5年度実績)</p> <p>3 学部・研究科等における取組報告について</p> <p>① 経営情報学部</p> <p>② 経営情報イノベーション研究科</p> <p>③ 情報センター</p> <p>4 その他</p> <p>(1)学外委員からの意見</p>		

・前回議事録(案)の確認

令和6年9月の教育研究審議会議事録(案)について、承認された。

1 審議事項

(1)アルテベルデ応用科学大学(ベルギー)との大学間交流協定締結

(説明者: 富沢委員)

アルテベルデ応用科学大学は、ベルギー ゲント市にある公立大学であり、多様な学士課程プログラム、ポスト学士課程プログラムを提供している。

本学看護学部を中心に交流を重ねてきたが、この度、先方の医療系学部 歯科衛生学科から、本学短期大学部 歯科衛生学科とテレヘルス(遠隔医療)の取組に関する情報交換を行いたいという希望があり、更なる協力関係を構築するべく、相互で大学間交流協定締結への意向が確認されたため、新たに大学間交流協定を締結する。大学間交流協定締結後は、看護学部及び短期大学部を中心とした教員派遣や学生間交流について、より一層推進したい。

ベルギーでは、国民の歯科診療へのアクセスが限られていることから、テレヘルス(遠隔医療)などの試験的な取組・研究が進められており、今後の情報交換に期待をしているということである。また、来年1月にはアルテベルデ応用科学大学で終末期ケアのワークショップが開催されるため、本学の看護学部及び短期大学部 歯科衛生学科の教員が参加予定となっており、今後は親密な相互交流を進めたい。

協定の有効期間は5年間で、期間満了の6か月前までに異議が書面で示されない限りは自動更新となる。

なお、本協定の締結に当たっては、本学の「外国大学等との学術交流協定に関する基本方針」に沿ったものと判断され、2024年10月11日付けで国際交流委員会に

て承認された。「外国大学等との学術交流協定に関する基本方針」は、2007年（平成19年）に制定された基本方針であり、従来の大学間交流協定も本方針を基に手続きを進めてきたが、基本方針制定以降の改正等を行っておらず、現状と状況が乖離している部分が見受けられるため、本方針の改正を検討中である。新たな方針案については、改めて本会議において審議いただきたいと考えている。

審議事項（1）について提案のとおり承認された。

（2）パルマ大学（イタリア）との大学間交流協定更新（説明者：富沢委員）

パルマ大学との大学間交流協定は2019年12月に締結し、以降、学術・学生交流を継続的に行ってきた。今般、協定締結から5年を迎えるに当たり、当該大学及び本学において、相互に大学間交流協定更新の意向が確認されたため、経営情報学部及び国際関係学部を中心に協議検討を重ね、今後も交流を継続していくべく、大学間交流協定の更新を行うこととする。

パルマ大学は、世界的にも歴史ある大学の一つであり、近年は、教育と研究の国際化を積極的に推進している。海外大学との協定数は、米国のボストン大学やピッツァー大学等を含め170校を超えており、発展途上国とのプロジェクトにも力を入れているということである。

更新する協定の有効期間は5年間で、前回協定から基本的な変更点はない。また審議事項ではないが、本協定更新が承認された場合は、本協定の下位に学生交換に関する子協定を締結する。来年度以降は子協定により交流事業を更に発展させ、本学のグローバル化に資するべく、交換留学を展開していく。交換留学生数は、本学の他大学との協定との足並みをそろえることとし、1学期当たり最大2名とする。その他、本協定による経費負担は発生しないものとする。

既存の本学協定の中では、最大1学期8名までの受入れを可能としている協定もあるため、今後は本学協定大学との交換留学生数の平準化も検討する必要があると考えている。

大学間交流協定の更新に当たっては、本学の「外国大学等との学術交流協定に関する基本方針」に沿ったものと判断され、本年10月11日付けで国際交流委員会にて承認された。

審議事項（2）について提案のとおり承認された。

（3）静岡県公立大学法人博士後期課程等に在学する学生の授業料の減免等に関する規程の制定  
（説明者：細川委員）

規程制定の趣旨は、令和7年度以降入学の若手研究者向けの進学支援策として、博士後期課程及び博士課程の学生向けに、大学独自の授業料減免制度を従来の制度から拡大するというものである。

内容は、3点の条件全てに該当する学生について、博士後期課程等における1年次の年間授業料半額を免除するというもので、条件の1点目は、静岡県公立大学法人授業料等の減免等に関する規程に定める日本人等に該当する者であって、同規程による減免を受けていない者。日本人等とは、国籍が日本以外で在日資格を得ている学生のことであり、私費外国人留学生以外を指す。なお、私費外国人留学生に対しては、本学では既に別の減免措置が規定されている。

2点目は、博士後期課程等に在籍する1年次の学生であって入学年度4月1日時点で満35歳以下である者。今回は、若手研究者支援が趣旨であるため、本年齢設定としている。

3点目は、職業を有していない者又は、非正規雇用の者。

なお、1年次の授業料減免に限定している理由は、2年次以降は日本学術振興会の特別研究員にトライをして欲しいという思いがあることから、1年次のスタートアップ支援として位置付け、本規程の条件を以上のとおり設定する。

想定数は、令和5年入学者を例にした場合、博士後期課程等の入学者数21名に対し、新規程の条件による減免措置該当学生は10名である。また、既存の独自制度減免措置該当学生数は、21名中9名が対象となっており、新規程の該当者と重複する人数を差し引いた場合、実際の増加想定人数は7名となる。現状は、入学者数21名に対し、独自制度減免措置の該当者数は9名であるが、新規程を適用させての授業料減免制度拡大後は、該当者数が17名となり、多くの学生支援が可能となる。

施行日は令和7年1月1日とし、来年の春入学の学生から本規程を適用することを考えている。なお、本規程案は、既に学生委員会で承認済みである。

<意見>

・博士課程、博士後期課程においては、秋入学の学生もいると思うが、新規程の第4条第2号「申請を行った者の入学年度の前期授業料の納期限は、8月31日に変更されたとみなす。」は適用されないことから、秋入学の学生にも適用する条文にした方が良いと思う。(委員)

<回答>

・秋入学の学生も本規程が適用される想定である。規程第4条第2号は、前期授業料減免申請を行う際に、申請から判定を行うのに時間を要し、通常の前期授業料の納付期限には間に合わないため、8月31日に変更されることとしているが、秋入学者の場合は、入学時点で授業料減免申請をすることで、通常の後期授業料納期限までに減免に関する判定が可能であることから、第4条第2号と同様の納期限変更は不要となる。(学生室 堀内主任)

<意見>

・秋入学者は、納期限の延長が自動的に行われるということか。(委員)

<回答>

・秋入学者は、減免申請に対する判定が、通常の後期授業料の納期限までに可能なスケジュールとなっていることから、納期限延長の条文は不要ということである。  
(学生室 堀内主任)

<意見>

・秋入学者は、後期授業料及び翌年前期授業料の授業料がそれぞれ半分になるという規程であり、後期授業料の納期限は、減免申請に関する判定よりも後になるため、問題がないということか。(議長)

<回答>

・前期授業料減免の場合は、通常の前期授業料納期限までに、減免申請に必要な書類の準備及び審査に時間がかかることが想定されるため、規程により8月31日までの納期限としている。一方で、秋入学者は、減免申請に必要な書類が全てそろった状態で入学手続きを行うことができるため、納期限延長の条文は必要がないということである。(学生室 堀内主任)

<意見>

・秋入学者は、入試が9月頃に入試が実施され、その後入学が決定するということになるが、その場合でも手続きは間に合うということか。(委員)

<回答>

・はい、間に合う想定である。(学生室 堀内主任)

審議事項（3）について提案のとおり承認された。

## 2 報告事項

### （1）教員活動評価結果（令和5年度実績）（説明者：賀川委員）

教員活動評価は、教員の教育研究活動等の一層の向上を図ることを目的とし、平成22年度の試行後、平成23年度から毎年度実施している。

教育活動、研究活動、社会貢献等の活動及び大学貢献等への寄与の4つの領域について領域別の評価を行い、その結果を踏まえた総合評価を行っている。

評価結果は、平成26年度から業績優秀者に対する学長表彰を行っており、平成29年度からは、サバティカル制度利用教員の選定資料として活用している。

評価方法は、評価領域と評価点の設定として、各領域の評価項目を細分化し、部局ごとに各評価項目の評価点を設定している。薬学部を例にした場合、教育、研究、社会貢献、大学運営についての評価項目に対し、それぞれ5段階で示されており、本基準は、部局によって異なるものである。

評価ウエイトの設定は、各教員の職務の特殊性や専門性、各教員からの意見などを考慮して、教員ごとに各領域の評価ウエイトを決定しております。

領域別の評価は、部局長が領域ごとに3段階又は5段階で評価し、総合評価は、領域別評価点の評価ウエイトを乗じた点数の合計により算出し、3段階で総合評価を行う。

評価対象期間は、毎年度4月1日から3月31日までの期間としているが、研究活動については、研究の継続性を鑑み、原則暦年による過去5年間の活動を対象としている。

教員活動評価の日程は、9月2日から12日までに全学教員活動評価委員会を開催し、9月30日に各教員に対して評価結果を通知した。その後、10月14日を異議申立期限とし、異議申立はなかった。

評価結果の推移について、令和6年度の結果は令和5年度以前と比較し、大きな変化はなかった。各部局によって評価基準は異なることから、相対的に評価するという事は難しいが、全学的には、「優れている」112名、「水準に達している」159名、「改善の余地がある」6名であった。

なお、学長表彰については、各部局長に推薦の依頼済みである。

## 3 学部・研究科等における取組報告について

### ① 経営情報学部（説明者：六井委員）

経営情報学部は、4つの分野「経営」「総合政策」「データサイエンス」「観光マネジメント」によって成り立っており、分野融合により活躍する人材を育成することを目標としている。

教育に関しては、アクティブラーニングの対話型授業、フィールドワーク、実務家招聘による講義などを通じ、企業や地域に貢献する人材育成に取り組み、現在は、学外との連携による講義の充実を図っている。2023年度はカリキュラム全体の見直しにより、カリキュラムマップ及びカリキュラムツリーを策定した。また、新カリキュラムの運用に合わせてルーブリック評価を導入し、学生が自己評価をできるよう、ポートフォリオを策定した。今後は、新カリキュラムの内容についての調書、改善点の洗い出しを行い、ルーブリックの内容を含め、定期的なカリキュラム改訂を考えている。

2024年3月卒業生におけるメジャーの取得状況は、単独のメジャーを取得する学生が最も多いが、学部としてはダブル（2つ取得）、トリプル（3つ取得）メジャーのような複数メジャーの取得が可能となるよう、カリキュラム改訂を行ったため、

今後は複数メジャーを取得する学生が増えてくるのではないかと考えている。

学部入試について、実質倍率を2倍以上にキープすることを目標として取り組んでおり、直近は全ての入試区分において実質倍率2倍以上をキープしている。しかし、昨年度の後期一般選抜では、入試実施教室の不足という事態が発生したため、2段階選抜を実施した。

志願者の推移について、2016年度からは前期一般選抜において、受験科目を英語又は数学の選択としたため、理系と文系がバランス良く入学する傾向となった。具体的な入学者の属性は、男女比及び文系・理系の割合は、概ね同じ割合であり、県内者・県外者の比率は、7対3の割合である。

就職状況について、昨年度の就職率は100%を達成した。職種について、2015年度の主な就職先は金融・証券や保険業関連であったが、近年は情報通信業が最も多く、データサイエンス関連、サービス業、公務員の就業が増加している。

その他、2025年度に入試改革を予定しており、主な改革内容は、推薦特別選抜枠として、商業、情報、工業、農業、総合学科などの専門枠を5名増やす。また、前期一般選抜は、従来から人数の変更はないが、共通テストの選択科目を2科目に増加する。個別試験は、英語又は数学の1科目選択としていたが、2025年度からは、英語と数学の2科目を必修科目とする。後期一般選抜は、従来の定員15名から推薦特別選抜枠5名増加分を減らして10名とし、共通テストにおいて英語、国語の2科目を必修科目とし、選択科目1科目から3科目に増加する。

当面の課題は、ディプロマ・ポリシーに基づいたカリキュラム策定及びコモンルーブリックの設定、ルーブリックに基づいたポートフォリオによる学生の自己評価、学生の自己評価に対する指導教員の適切な指導、指導結果に基づいた最終的なルーブリック評価の集計結果に基づいたディプロマ・ポリシー、カリキュラムの見直しを繰り返すという教学サイクルを実現していくべく、教育体制の整備を図る。

#### <意見>

・指導教員とメジャー制度の関係について、複数メジャーを取得する場合の指導教員は、選択したメジャーに各指導教員がおり、他に選択したメジャーでは副指導教員という形でのいるのか。また、指導教員の決定とメジャーの選択では、時期的にどちらが先になるのか。(委員)

#### <回答>

・メジャーは、あくまでも単位認定における区分の話であり、各メジャーと指導教員との関連性は、必ずしも一対一ではない。基本的に1年生と2年生の間は小クラスがあり、小クラス単位で生活や単位取得方法等の指導を行う教員がいる。3年生以降では研究室において、基本的に各研究室の教員が担当するメジャーの単位を取得し、配属されるという流れが望ましいが、最終的なメジャーの取得状況は、卒業時の単位判定の段階まで分からないため、指導教員のメジャーと学生が取得したメジャーのコースが一致するとは限らない。(説明者)

#### <意見>

・学生の自主的な選択でメジャーが決まるということであり、体系的に上手く連動したメジャーの組み合わせが望ましいが、その点は学生次第という理解で良いか。(委員)

#### <回答>

・3年次の研究室配属及び指導教員決定前に、当該研究室に配属された場合に目指すメジャーについて説明する教員もいれば、どのメジャーを希望しても構わないという教員もいる。基本的にメジャーの選択は、学生が主体的に決定するものと理解いただきたい。(説明者)

## ② 経営情報イノベーション研究科（説明者：竹下委員）

入学定員充足状況について、2023年度、2024年度において、博士前期課程は志願者が頭打ちになっており、より細かい情報提供を行うことにより、志願者の増加に繋がりたいと考えている。具体的には以下の6点を軸に、志願者確保に向けた活動を行っている。

1点目は、2021年後期から出願資格の2か月前のタイミングに、研究科個別進学相談会を事前予約制でZoom開催しており、毎回5名以上の申込がある。2025年度入学者7名のうち3名が個別進学相談会に参加しており、本相談会により多くの疑問点が払拭されたという感想を得ている。

2点目は、外国人留学生について、従来は日本語能力の確認として「日本留学試験」の受験を求めていたが、2022年度からは「日本語能力試験」の受験も可とし、「日本留学試験」が実施されていない国からの志願者を増やす。

3点目は、研究生制度の充実を図るべく、研究生の受入れに関する採用の一環として、博士前期課程との相関性を明確にするとともに、入学者選抜へチャレンジするスキームを整備する。2025年度は本スキームにより、2名が研究生として在籍する予定である。

4点目は、教員が各センターのパンフレットなどを持参し、関連企業等に派遣検討を要請する。

5点目は、東南アジア、イタリア、エストニア、フランス、イギリスなど、良好な関係を構築している大学に対し、本研究科への留学生の紹介をいただきたいという要請を昨年開始し、今年度も継続的に実施する予定である。

6点目は、本研究科の博士前期課程に入学し得る1番の候補は、本学の学部生であることから、昨年度からは詳細な大学院に関する説明を行うこととした。具体的には、1年生及び3年生を含め、ガイダンスにおいて大学院進学、研究科に対する認識、キャリアパスの選択肢の一つとするなどの紹介を行っている。

休学者は社会人学生が多く、企業の異動や担当替えなどに対応できるような制度として、長期履修制度を研究科として設けており、現在本制度を適用している学生が6名いる。

カリキュラムについて、本研究科は非常に幅広い分野を取り扱っており、この弱点を反対に強みとするべく、各分野の融合により作られた現行カリキュラムについて、現在問題点の洗い出しに着手している。

最後に、附置研究センターの活動状況について、地域経営研究センターでは、ビジネスセミナーの開催回数が140回を超え、2,000人以上の受講者がある。セミナー満足度は93%と非常に高い水準であり、主に短期大学部、言語コミュニケーション研究センターなどの他学部・組織との連携講座、静岡県とのICT人材育成事業、静岡鉄道株式会社や沼津信用金庫の企業との連携講座などで高い評価を得ている。

政策研究センターでは、各分野の施策に対する知見、様々なセンターと本研究センターを融合させた活動を行っている。

ICTイノベーション研究センターでは、本年に発生した能登半島地震による被害が大きかった輪島市への調査活動を行い、静岡県に対するアプリケーションを検討している。

ツーリズム研究センターでは、主に賀茂地域における活動を継続している。

## ③ 情報センター（説明者：湯瀬情報センター長）

情報センターでは、学生・教職員が学内情報ネットワークや各種情報システムを活用できるよう、システムの構築、管理、運用等を行っている。

学内情報システム、ソフトウェア、データベース等の運用管理では、学生に対する Web 学生支援システム、教員に対するユニバーサルパスポート、事務局に対する GAKUEN、学務システムではユニバーサルパスポートと GAKUEN の 2 つのシステムが連携しており、これらのリビジョンアップ作業等を行っている。来年度は、新システムへの移行等を控えている。その他、学内情報ポータル、グループウェア（サイボウズ）、全学メールサーバ、ファイアーウォール、インターネット利用認証システム等の運用管理も行っており、今年 12 月頃に全学メールサーバ更新を行うため、全教職員にメールデータ移行作業等を依頼するため、協力をお願いします。

情報ネットワークの管理及びサービスの提供では、インターネットに接続するための学外ネットワーク接続、小鹿キャンパス、草薙キャンパス、静岡県立総合病院、グローバル地域センター間の学内ネットワーク接続を管理している。また、昨年度からは新たに「eduroam」の正式運用を開始し、令和 5 年度に 43 件のアカウント発行、令和 6 年度も 10 月 11 日時点で 62 件のアカウント発行を行った。その他、セキュリティ対策として、情報ネットワーク使用者のための情報セキュリティ研修会を毎年開催している。内容については Zoom 配信やオンデマンド配信しているため、本研修会に参加できなかった方は、視聴による研修の受講をお願いします。

情報リテラシー教育における情報システムの利用では、全学共用コンピュータ実習室、各部局のコンピュータ実習室の整備を行っている。また、Windows10 のサポート期間終了に伴い、予算措置による Office2024 の導入などにも対応していく。財政状況は厳しいが、コンピュータ実習室の整備については、PC 実習室あり方検討会の中で検討を進めていく。

利用者に対する技術指導助言及び利用に必要なサービスの提供では、メールアドレスの管理、教職員及び学生へのアンチウィルスソフトの配付により、本学におけるウィルス被害は抑制できている。

その他情報センターの目的を達成するために必要な業務では、毎年実施される公立大学協会情報部会に出席している。また、システムの耐災害性の向上として、情報センターが存在する草薙キャンパスにおいて何らかの被害を受けた場合に備え、小鹿キャンパスの学務システムデータ（バックアップデータ）を移送・保管する作業を年 1 回実施している。その他、情報漏えい対策として、廃棄パソコン及び記憶媒体の一括廃棄を行っており、廃棄は有料であり、予算の確保に努める必要がある。大講堂の映像関係においては、HDMI 入力による映像・音声出力を可能とした。

情報システムのメンテナンスは定期的に行う必要があり、機器更新等を行う際は、システムのネットワーク停止、メールサーバ停止、ユニバーサルパスポートや GAKUEN の停止などを行うことになるが、今後も協力をお願いします。

#### 4 その他

##### (1) 学外委員からの意見

###### ① 花岡委員

経営情報学部は、4 つのメジャーについて話があり、学生が良い形でメジャーを取得しており、大変結構だと思う。

データサイエンスメジャーの分野について、本分野は教員養成の実施による人材不足解消に努めている現状であり、全国的にも教員確保が難しい状況であると思うが、貴学ではどのように対応しているか。

##### <回答>

・本学部のデータサイエンスのメジャーに関しては、教員の過不足なく、各講義を担当している。一方で御指摘のとおり、データサイエンスに関連する教員は、各大

学、各方面で取り合いになっており、新規採用が必要となった場合は、大変な状況になることが予想される。現状の本学部全体における状況は非常に良好であり、どの分野、どの領域の教員も充足している。(委員)

## ② 酒井公夫委員

弊社における来年度の総合職内定者 18 名のうち、貴学からも内定者が数名出た。昨今の課題として、奨学金の返済が必要な新社会人への対応は、非常に難しいという印象である。返済金額も年々増加傾向である中、奨学金返済の有無による可処分所得の差は、行動範囲や活動の質にも影響を及ぼすのではないかと懸念している。

本課題については、企業としても簡単に肩代りできるという話ではなく、企業によっては複数のパターンに分けて対応しているということも聞くが、会計的に簡単な話ではないという認識である。

弊社においても早期に解決したい問題であるため、卒業生からの意見や情報などの提供をお願いしたい。

### <意見>

- ・会計上の問題について、どのような点が問題になっているのか。(議長)

### <回答>

・例として、一括返済をすれば良いという話があるが、返済資金を当該社員に渡す場合に、企業から社員への報酬となることから、所得税はどうなるのかなど、様々な問題が出てくるのではないかと考えている。解決策や対応方法などがあれば、情報提供をいただきたい。(酒井公夫委員)

担当：経営財務室 市野 雄基